第43回 民間資金等活用事業推進委員会 議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第43回民間資金等活用事業推進委員会

日 時:平成29年3月24日(金)9:57~11:27

場 所:中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

出席者:

【民間資金等活用事業推進委員会委員】

石原委員長、宮本委員長代理、上村委員、小幡委員、工藤委員、佐藤委員、谷口委 員、根本委員

【内閣府】

羽深内閣府審議官

民間資金等活用事業推進室

木下室長(大臣官房審議官)、村田参事官、直原企画官、森企画官

【関係団体等】

株式会社民間資金等活用事業推進機構 半田代表取締役社長

議 事: (1) 計画部会について

- (2) 事業部会について
- (3)公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインの改正案 について
- (4) 地域プラットフォーム運用マニュアル案について(報告)
- (5) その他

〇村田参事官 定刻より前でございますけれども、委員の皆様がお集まりいただきました ので、ただいまから第43回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

事務局である内閣府PFI推進室の参事官をしております村田でございます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

また、本日は民間資金等活用事業推進機構の半田代表取締役社長にも御出席いただいて おります。

本日は、定員9名のうち8名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます

次に、本日の資料について1点御連絡させていただきます。アクションプラン等の改定素案の内容に直接かかわる資料1-2、1-3につきましては、アクションプランの見直しが終わるまで非公表とさせていただきます。あわせて、会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても、これらの資料に関する部分については非公表とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、以後の議事につきましては、石原委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

〇石原委員長 ありがとうございました。早速、本日の議事に入らせていただきたいと思います。

まず、議題1は計画部会でございます。これまでの調査、審議の状況につきまして、本日、御報告をいただくことになっております。計画部会の構成員でいらっしゃいます宮本委員長代理、根本委員、その他専門委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的なお立場から大変精力的に御議論いただいておりますことを、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

まず、部会長である宮本委員長代理から、冒頭の御説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○宮本委員長代理 私、宮本のほうから、冒頭の御説明をさせていただきます。

アクションプランの見直しに向けまして、そのPDCAサイクルを実施すべく、前回開催の 委員会にて当面の計画部会の運営につきまして御審議いただいたところでございます。

その審議を踏まえまして、計画部会ではこれまでに2回開催しております。まず、通算で第5回、今年度に入ってからは1回目の計画部会では、アクションプランの進捗状況につきまして、各省からの発表をもとに質疑を行いました。その後2回目、通算で第6回目の計画部会では、計画部会の構成員の皆さんから、アクションプランの見直しについての意見をいただいたところでございます。

今後は、4月以降になりますけれども、あと2回ほど計画部会の開催を予定しております。これまでの議論の内容や構成員からの意見を踏まえまして、PPP/PFIの推進施策を、各省庁からヒアリングを行い、その上で見直し案を審議したいと考えております。

本日は中間報告ということで、これまで開催されました2回の計画部会の内容について、

事務局より御紹介いただきたいと思います。

それでは、事務局からの御説明よろしくお願いいたします。

○森企画官 それでは、事務局のPFI推進室の森から御説明をさせていただきます。

資料1-1から1-3までございまして、資料1-1につきましては今、宮本委員長代理から御説明いただいたとおりでございますので、こちらは省略をさせていただきます。

これまでの内容としまして、資料1-2と1-3で御説明をさせていただきます。

資料1-2なのですけれども、こちらは第6回の計画部会で構成員の皆様から御意見を いただきましたので、それを2ページにわたってまとめているものでございます。

こちらは大きく3つに分類をしておりまして、まず1の「アクションプランの進捗状況について」という御意見と、2の「アクションプランの改定に向けた考え方について」という御意見です。2ページ目が「具体的な施策について」ということで、この3つに分類をしております。それぞれについて御説明させていただきます。

まず1の「アクションプランの進捗状況について」でございます。第5回の部会で各省から進捗状況についてヒアリングをしたところでございます。

資料1-3をごらんいただければと思うのですけれども、このA3の表で、左側半分がアクションプランに書いてある内容になってございまして、右側が担当の省庁で記載いただいた28年度末までの取り組みと評価です。これは関係省庁に自己評価と評価の理由ということでこういったことを記載していただいて、それに基づいてヒアリングを行ったところでございます。こちらは1月時点のものですので、また年度末には改めてリバイスをしたいと思っております。

資料1-2に戻っていただきまして、このアクションプランの進捗状況につきましては、今、主な意見を抜粋しておりまして、3点ほどいただいています。1つ目が、アクションプランの進捗状況の「見える化」について、地方公共団体間の自発的な競争を促すためにも、比較可能なベンチマーク化が必要というところでございます。今、資料1-3のような形でまとめておりますけれども、PDCAのアウトプットとしてどういったものを出していくのかは、また考えてまいりたいと思っております。

2番目が、PPP/PFIの事業化への障害や、効果を十分に発揮するための方策についての 課題の洗い出しが必要といった御意見をいただきました。

3点目に、コンセッション事業の件数を正確にカウントするためには、実施方針が策定 された事業を対象にすべきといった意見もいただいたというところでございます。

次に2番の「アクションプランの改定に向けた考え方について」でございます。ここでは、大きく6点を記載しております。

1点目、混合型コンセッション事業の普及、啓発が必要であり、混合型コンセッション 事業の特徴やそのメリットについて記載を追加というところでございます。今、コンセッ ションというと、いわゆる独立採算のものが一般的に頭に浮かぶものですけれども、そう いったものではなくて、混合型もあり得るということを追加するものでございます。 2番目が、公共サービスの提供に当たって、民間事業(民間施設)を活用する形のPPPの事業スキームについての深化が必要というところでございます。

3点目につきましては、公的不動産の利活用事業の推進のためには、大半を占める行政 財産の積極的活用が必要であり、現状の利用状況の精査が必要といった御意見をいただき ました。

4番目が、道路等のインフラ分野へのPPP/PFIの拡充が必要であり、制度的課題の洗い出しを行い、具体的な取り組みについても明示すべきという意見をいただきました。

5番目が、重点分野だけでなく、新たな事業領域に対して、コンセッション事業の活用 について模索することが必要という意見をいただきました。

6点目が、公共施設等総合管理計画や個別施設計画と連動したPPP/PFI事業の導入が必要不可欠といった御意見をいただいたところでございます。

続きまして、2ページ目に移っていただきまして「具体的施策について」でございます。 こちらは、この中でも3つに分けておりまして、コンセッション事業、優先的検討の仕組 み、その他ということで分けております。

まず、「コンセッション事業について」です。1つ目が、先導的事業(水道事業等)に 対する集中的・強力なサポートの実施が必要というところでございます。

コンセッションの進捗につきましては、資料1-3のほうでは3ページ目の一番左の下のほうの取組番号25番から、いわゆる集中取組方針ということでコンセッションを中心とした記述になっておりまして、これがずっと最後の60番まで続いているわけです。今、1-3の中では、財政支援とか技術的助言ですとか先行事例の横展開といった実施について書いているのですけれども、引き続き、こういった取り組みを集中的・強力にサポート、実施していくことが必要といった意見をいただいたところでございます。

2点目が、現状課題となっているコンセッション事業と指定管理者制度との二重適用の 排除については、実用性に留意した制度設計が必要というところです。

こちらは、本日の報告の中の一つに入っておりますガイドラインの改正でも、また改め て御説明をさせていただければと思います。

3点目、指定管理者制度を活用している施設におけるコンセッション事業の移行の円滑 化の対応が必要ということで、こちらは実際に実務を行っている地方公共団体の委員から 意見をいただいたところでございます。

2番目に、「優先的検討の仕組について」でございます。こちらは2点ございまして、 1点目が優先的検討規程の人口規模要件を撤廃し、対象を全ての地方公共団体にすべきで あり、また、小規模自治体へはノウハウ面での支援制度の拡充が必要といった御意見をい ただきました。

これは、資料1-3では最初のところです。取組番号の1から5番目までが、いわゆる優先的検討の仕組みの関係のアクションプランの取り組みになります。今、人口20万人以上の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を今年度末ということで求めておりま

す。この1-3の一番上の「28年度末までの取組」にも書かせていただいているのですけれども、中間フォローアップでは86%の地方公共団体が策定するということにしておりまして、現在、最終フォローアップ中なのでこの数字は変わり得るのですけれども、今、人口規模要件で縛っているところを、今後は撤廃すべきという御意見でございます。

続きましてその下、補助金・交付金対象プロジェクトの洗い出しを行い、PPP/PFI検討要件化の対象事業の拡充が必要という御意見をいただきました。

これは、資料 1-3 のA3のものでいうと、1ページ目の下のほうの5 番目なのですけれども、今、アクションプランでは下水道及び都市公園の交付金事業の実施または補助金採択の際、PPP/PFIの導入検討を一部要件化するとありまして、それを要件化する予定ですというような回答なのですけれども、そういったものを今後、ほかの事業にも拡大すべきという御意見でございます。

最後に③の「その他意見について」ということで、これは2点です。1点目が、市民の意見集約、議会での合意形成の円滑化を図るため、施設の老朽化や施設の利用実態、インフラ施設の利用率等を公表することが必要といった御意見。

あと、補助対象事業におけるバンドリング化や広域化の検討の要件化が必要といった意見もいただいたところでございます。

この上記の意見を踏まえまして、4月21日に予定しておりますけれども、第7回の計画部会において、こういった御意見を踏まえたアクションプランの推進施策につきまして関係省庁からヒアリングを行いまして、また、アクションプランの改定の素案も提示させていただきまして、第8回の部会では改定案を審議するといった予定で進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました件につきまして、何か御質問、御意見がございましたら お受けしたいと思いますが、いかがでございますか。

この各委員の御意見を取り入れた形で、4月21日に検討がなされるということでよろしゅうございますね。

- ○宮本委員長代理 それも含めての素案を事務局で御用意いただけると考えております。 ○石原委員長 根本さん、どうぞ。
- ○根本委員 一応、検討に参加しておりまして、その立場も踏まえてということなのですけれども、非常に要領よく抜粋でまとめていただいているのですけれども、ここに反映されていないものはどうなるのかということはすごく大事なところで、できないものはできないという理由をやはり明示していただきたいと思っております。これは総論的なものです。

それから、これはできなくはないと思うのですけれども、私自身が言ったもので反映されていないものとしていうと、公的不動産の数値目標が今、平均になっているのを、平均

ですとどこかがやるだろうということになってしまって、一種のモラルハザードが形成されるのではないかという節も結構ありますので、2件がいいか1件がいいかはわからないのですけれども、各団体2件という形で、どんなに小さなところでも不動産価値がゼロということはないので、必ずその場所に応じた公的不動産の実施は可能ではないかと思っておりますということで、それはぜひ何らか御検討をいただきたいと思います。

これは解説というか補足なのですが、優先的検討規程の人口規模要件の撤廃は、もともと、対象事業が20万人以上は確実にあるだろうということで想定をして、20万人と出たと思うのですけれども、一応、事業規模が10億円あれば確実にバリュー・フォー・マネーが相当の確率で出るのではないかということなのです。

実は、10億円を超えるようなプロジェクトが人口20万人未満であるのかどうかということを数値で検証したところ、これは運用マニュアルにも反映していただいていますけれども、庁舎であればほぼ全て、それから学校でも複式学級を生じないぐらいの最小の単位であっても、総事業費10億円は比較的簡単に超えるということです。庁舎のない自治体は基本的にはないですし、学校がないところもまずないということを考えれば、人口規模要件で切ることは全く不合理であるということです。そういう解釈に基づいているので、小規模自治体に無理なことをお願いしているつもりは全くなくて、学校も同じなのですけれども、今、この機会にしっかりやらないと、従来型で庁舎を建てかえてしまえば、今後100年その機会がない。今、まさにそのタイミングなのだよということをしっかりと言うためにも、人口規模要件はもう不要だと思っています。

したがって、これはぜひ取り入れていただきたいのですけれども、なぜそう思ったのか という理由をしっかりと伝えていくといいますか、負荷がかかることは間違いないので、 こういう事情ですよということを説明していくことが必要かと思います。

以上です。

- ○石原委員長 ただいまの根本先生のお話について、宮本さん、何かございますか。
- ○宮本委員長代理 根本先生も、この部会でいろいろな御意見をいただいておりますし、 先ほどの御意見も、この前の第6回目の中でも御発言されていますので、事務局も含めて 委員の中では共有しているものだと思っております。

御指摘がありましたけれども、その中でも部会で出た意見に対しては、それぞれに対してどのような回答をするのかを明記していただきたいと根本先生からもおっしゃっていただいていますから、次回の部会のときには、各委員から出たものを箇条書きにした後に、それに対する対応という形で御用意いただければと思います。

よろしくお願いします。

- ○石原委員長 事務局、よろしいですか。
- ○森企画官 はい。
- ○石原委員長 小幡委員、どうぞ。
- ○小幡委員 私はこの部会には出ていないのですが、今、御説明の中で、具体的施策のコ

ンセッション事業についてというところで、指定管理者制度との二重適用の排除の話が出てきましたが、この資料3-1というのは後で説明がありますか。

- ○森企画官 後で説明いたします。
- ○小幡委員 なかなかここは難しいところだと思いまして、では、そのときにまた。
- ○石原委員長 上村委員、どうぞ。
- ○上村委員 人口20万以上の都市に対する優先的検討規程は、もう20万人を取っ払ってもいいのではないかということは、私もある意味賛成なのですが、それと同時に、ぜひ何らかの強制力が働く仕組みを次に考えていくべきだと思います。

罰則規定とはいいませんが、例えば、PPP/PFIの仕組みを使わなかったら、逆にこちらの補助金や交付金がずっと減らされてしまうとか遅くなるとか、あめとむちという言い方は嫌らしいとは思いますけれども、せっかく優先的検討規程ができるわけですから、何らかの強制力が働く仕組みをその次に考えていけないかということが一つでございます。

もう一つは、各省庁からも、優先的検討規程をこの3月末につくるということがたしか あったと思うのですけれども、それは後で出てくるでしょうか。

それと、最後にもう一つだけあります。市民の意見集約をして、議会での合意形成をさらに進めて、PPP/PFIというアクションプランを推進していくことが、やはり市民、国民にとって財政規律にもなり、地方創生にもなり、成長戦略にもなり、みんなにとっていいことなのだということをいろいろな形で啓蒙し、広報し、各自治体の首長さんなり行政を突き上げていくという言い方もおかしいのですけれども、なぜこの方法を使わないのだというように、むしろ市民、国民側から意見が出てくるぐらいになるような仕組みが何かしら考えられるといいなと思います。

以上です。

- ○石原委員長 ただいま、罰則といいますか、片一方でインセンティブという話もありますし、インセンティブがないのがある意味ではマイナスになるかもしれないけれども、そこら辺についてコメントございますか。
- 〇森企画官 罰則となると、地方自治との関係もありますので、なかなかどのようにしていくかは難しいなとは感じておりますが、何らかそういったインセンティブが働く仕組みは検討していければと思っております。

あとは、2点目の各省の優先的検討規程ですけれども、こちらは中間フォローアップのときにはもう全て皆さんがつくることになっておりまして、もう3月ですけれども、それは3月までにつくっていただくことを予定しております。

○上村委員 今のことに関連したことでよろしいですか。

私は、この手引は非常によくできている手引であったと思っておりますけれども、本来ならば、各省庁からの規程とこれが同時並行で進み、それがこの手引にも盛り込まれるといいなと私は思っておりました。もちろん省庁からの規程が出てきたときに、もう一度これも見直すのだろうと思いますけれども、省庁からの規程が出てこないと現実的に進まな

いことが多いと思いますので、それを今後、この規程とともにあわせて、もう一度つくり 直す作業もしていただきたいと思います。

- ○森企画官 いいものができていれば、そのブラッシュアップ等も図っていきたいと思っております。
- ○石原委員長 今、各省庁からどんどん出てきているのですか。
- ○森企画官 各省庁、もう策定済みのところもありますし、まさに大詰めといったところ もございます。
- ○石原委員長 あと、プラスの面の広報をいろいろな形でやるべきで、まさにそのとおり だと思うのです。

推進機構の半田社長、いかがでございますか。

○半田PFI推進機構代表取締役社長 では、一言だけ。

意見ではないのですけれども、来年度が始まって、非常に大きなことが2つ動き出すと 認識をしております。

一つは、この優先的検討規程の実行段階に入ってくること。もう一つは、公共施設等総合管理計画が、もう全自治体で完成をして、いよいよこれを動かし始める段階に入ります。ですから、自治体の皆さんにとっては、かなり大きな変革がある、新しいステージが始まるのが来年度からかなと考えております。

私どもも、そういう状況の変化を自治体の皆様が感じておられて、対応を始めていらっしゃることをひしひしと感じておりまして、来年度に入りましたら改定された新しいアクションプラン、あるいはここのアクションプラン改定に至る委員会での議論をしっかり踏まえて事業を進めていきたいと考えております。

○石原委員長 ありがとうございました。

先ほど根本先生から、なぜかをしっかり説明してということがございましたけれども、 そういうことを踏まえながら改定作業についてやっていただければと思います。

計画部会をあと何回かやられる中で、最終バージョンができるということでございます。 この辺については、以上でよろしゅうございますでしょうか。

どうぞ。

○谷口委員 一言だけ。

非常に個別の議論になってしまうのですが、資料1-2の下から2番目のポツで、新たな事業領域というところがあるのです。私は、国交省の「地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会」にも出ていまして、そこで資料にPPPとちらっと出ていたのです。それで、地域公共交通の事例でPPPとかPFIがあるのですかと質問したところ、まだないと言われています。でも、活用の可能性はあると思うとおっしゃっていた。

地域公共交通の問題は、自治体が本当に困っていまして、単なる民営化だとシビル・ミニマムが担保されなかったりして、PPP/PFIが非常にぴったりくるかもしれない事業領域だと思っています。一般化はとても難しい課題だとは思うのですが、海外事例とか、もし

このような可能性があるということを少し示していただければ、自治体が本当に喜ぶというか食いついてくる分野だと思いますので、そこも御検討いただければと思います。 コメントです。

○石原委員長 ありがとうございました。 工藤先生、どうぞ。

○工藤委員 今もやっているのですけれども、私は3回ほどPFIを経験したことがありまして、非常によく進んでいるケースとかなり最悪なケースを経験していまして、ここにもあるように議会の人たちの理解とか市町村の理解とか、あとは小さい自治体の場合は、本当に役所の人の個人的能力に頼り過ぎて、その方がいなくなった瞬間にもう何かわからないみたいになったケースもあった。

そういうときに、今、行っていることが正しいということをちゃんと第三者がフォローできるような仕組みがあるとよろしいかと思うのです。議会と市長というような関係になると、どうしてもお互い、自分にとっての有利な意見だけで、本質を見失っているような状況に遭遇したことがありまして、そういった形が国にでも何かあると自治体も手を出しやすくなるのかなと思いますが、そういう御検討はされているのでしょうか。

○石原委員長 いかがでございますか。国の推進会議などはまさにそういったあれなので しょうし、我々もその一翼を担っていることにもなるのでしょう。

事務局からどうぞ。

- 〇森企画官 あと個別には、例えば我々ですと、いろいろ相談に乗るようなワンストップ 窓口とか、事業をやっていくに当たってもいろいろ課題があれば、どんどん我々のほうに もおっしゃって、いろいろな話を聞いてくださいということはやってはいるのですけれど も、なかなかあれですか。
- ○工藤委員 やはり強い機構がないと、せっかく小さな自治体まで広げていこうというときにかなり不安な部分が残るので、そういうところはしっかり、仲裁ではないけれども、そこに聞きに行って自分たちがやっていることは正しいのかということを裏づけをとってくれるぐらいしっかり担保してあげたほうが、PFIをやっていて自治体の大きさ、レベルでこんなにも違うのかということは本当に体験したことがありますので、裾野を広げていくのであったら、そういう窓口をしっかり、ただ聞くだけではなくて、しっかりと間に入るぐらいの心構えのある部局があると恐らくいいと思います。
- ○石原委員長 佐藤さん。
- ○佐藤委員 今の点なのですけれども、今、どこでも同じ問題を抱えていて、小さい自治体は人がいないので、普通の公共事業さえ発注が難しい自治体があるぐらいなのです。したがって、人がいないという単純な理由で、小規模自治体には限界があるのです。

よって、例えば県が担えるかどうかとか、あるいは近隣の大きな自治体がかわりに専門員を派遣できるかどうかとか、そういう人的なネットワークを近隣自治体とか県とやる。 場合によっては、そういう大きな自治体や県がかわりに、個別事業計画の段階で地元の自 治体のPFIを担っていくというやり方をしないと、多分小さい自治体にやらせようと思っても、やる気以前に人がいないという現実がありますので、ここは対処が要るかなと思います。

これはほかの分野全部に言えます。

- ○石原委員長 バンドリングとか、後ほど出てきますけれども、そういったものも一つ。
- ○佐藤委員 バンドリングもそうです。ただ、バンドリングの場合も誰が主導するかという問題があるのです。

したがって、ちょっとその辺は都道府県の役割は認識しておいたほうがいいと思うのです。

○石原委員長 いずれにしろ、本件の課題の中で後ほどいろいろ出てまいります。その中でも人の問題は、非常に大きな問題として取り上げられておりますので、どういう形でこのマニュアルで出していくかということかと思います。

ございますか。

- ○森企画官 また、そういったきょうの御意見も踏まえながら、アクションプランの改定 にもつなげていければと思います。
- ○石原委員長 今、お話しいただいた件は、こういう形で資料としてもまとまり、結果について、なぜそうなるかあるいは解決策はどうかということについてのコメントができるようになっているようにするということで、よろしゅうございますか。

どうぞ。

○宮本委員長代理 きょういただいた御意見も踏まえまして、部会でさらに検討してまいりたいと思います。

幾つかのことは、現況の推進アクションプランの中にも入っていることは入っているのです。それが逆にうまく伝わっていないところがあることが問題なのかわかりませんので、そこがちゃんとわかるように書き直しといいますか、書きぶりを考えることも重要な使命かと思っております。

どうもありがとうございました。

- ○石原委員長 前回、申し上げたのですけれども、すばらしい資料なのですけれども、このどこにそれが書いてあるのか。
- ○宮本委員長代理 この昨年のアクションプランの中でもあるということです。
- 〇石原委員長 そろそろ時間もあれでございますので、次の議題に入りたいと思います。 いずれにいたしましても、本日の皆様の御意見を踏まえまして、次回の委員会において最 終報告としてアクションプランの改定案に関する審議ができるようにしたいと思っており ます。

それでは、議題(2)に移りたいと思います。議題(2)の事業部会における最終報告 でございます。これから御説明いただきますが、事業部会の構成員である柳川委員、上村 委員、その他専門委員の皆様におかれましては、専門的お立場から精力的に御議論いただ いた結果を、本日の最終報告という形でおまとめいただいたということで、改めて御礼を 申し上げたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○直原企画官 御説明申し上げます。

資料2-1をごらんください。前回第42回の推進委員会が1月20日にございましたが、 その中でも、事業部会につきまして途中経過を御説明させていただいたところでございま した。11月から都合3回、柳川委員を部会長に事業部会を行ってまいりました。このたび 部会報告書を取りまとめましたので、事務局より、検討結果につきまして御報告させてい ただきたいと思います。

なお、先ほど委員長からもお話がありましたが、本日出席の上村委員を初め、ごらんの 5名の先生方で議論をいただいたところでございます。

具体的には、資料2-2を用いまして御説明させていただきます。まず、1枚めくりまして2ページですが、事業部会の検討事項としまして、ごらんの3つがございます。

1つ目が、民間提案の積極的活用ということでございまして、現状、うまくいってない原因や課題に対応した改善策などを検討いたしました。

2つ目ですが、バンドリング・広域化の推進です。こちらは地方公共団体レベルで一層 推進するため、バンドリング・広域化の今後の対応策を検討いたしました。

3つ目ですが、コンセッション事業の運営段階につきまして、人材供給についてのあり 方を検討いたしました。

続きまして、3ページ以降です。まず1つ目の検討事項でございました民間提案の積極的活用でございます。4ページでございます。まず「民間提案とは」というところから入りますが、民間ならではの創意工夫、ノウハウ、アイデアなどをPPP/PFI事業に反映するため、民間事業者から提案を受ける、または公共と民間事業者で対話を行う手法といたしまして、特にPPP/PFIで積極的な活用をということでございました。施設整備のように一定の事業規模を伴うPPP/PFI事業を対象とした民間提案ということで検討を進めましたところ、表にございますように、以下の3つが主にあるだろうということでございました。

まず、サウンディング調査でございますが、これは事業の初期段階で個別に民間事業者 から広く意見を聞くものでございます。

2つ目、民間発案ですが、これは民間事業者からアイデアレベルの提案を受け付けて、 その後、公共で事業化検討を行っていくものです。

3つ目が、PFI法に基づく民間提案です。これは平成23年のPFI法改正からつけ加わったものでございまして、制度化されております。民間事業者が公共にかわってPFI事業の詳細な案を提案するといったものでございます。

この表の下3段をごらんいただきたいのですが、この手法にはそれぞれ特徴がございまして、特にこの3点、提案にかかる民間の負担の大きい、小さい、それと期待されるVFMの発現、また公共にとって事務負担がどれだけ軽減されるかといったことでございます。

サウンディング調査、民間発案につきましては、民間の負担も小さいところがあるのですが、VFMの発現や事務負担もそれ相応というところがございます。

片や③のPFI法に基づく民間提案は、民間の負担は大きいのですけれども、VFMや事業負担の軽減という意味でも効果が大きいところが特徴にあるのかなというところでございます。

続いて、5ページになります。これに対しまして、検討において主な論点を据えました。 過去の議論や文献等をもとに、検討すべき点は以下の4点かということで抽出いたしまし た。

- 1つ目は、民間事業者の負担軽減をどうすればよいかということ。
- 2つ目は、民間事業者への情報開示をどのように行えばよいのかということ。
- 3つ目は、適切なインセンティブ付与はどう考えればよいかということ。

4つ目は、企業のノウハウをどのように保護すればよいかということでございました。 いろいろ検討があったのですが、まず、結果を先に申し上げますと、6ページでござい ます。検討した結果の今後の方向性ということで、2段構えの民間提案の推進を進めてい くということを考えております。

具体的には、真ん中にグラフみたいなものがありますが、サウンディング調査、民間発 案は、まず、負担が小さいアイデアレベルの提案ということで、これはこれで手法の普及 を政策として図っていきたいと考えております。

それと、PFI法に基づく民間提案なのですが、ちょうどグラフでいいますと、今、負担は大きいけれどもインセンティブがないという状態にあるものにつきまして、改良を加えて、公共側の取り組みを付加して、運用改善して普及していきたいと考えております。

また、一番下に書いていますが、普及に向けた具体的取り組みとして、民間提案を活用する地方公共団体等への支援事業を実施していってはどうかということでございました。

具体的には7ページをごらんいただきますと、PFI法に基づく民間提案の改善をここでは考えました。ちょっとわかりづらいのですが、「改善」という矢印の上が、もともとのPFI法民間提案なのですが、やはり情報開示の面ですとか、きっかけがないといったようなことがありました。

右の下の枠に①②③と書いていますけれども、民間事業者が提案するきっかけをつくる ためということで、まず公共側が民間提案の公募をするということを加える。

それと②ですが、民間事業者の負担を軽減するために、ちょうどさきに出ました優先的 検討の簡易な検討の中で用いるVFMツールを活用することで、民間の負担を相当程度軽減 できるのではないかということ。

また、③ですが、提案者に対しての相応のインセンティブを付与する。

この3つを、従来のPFI法に基づく民間提案に付加することで、運用の改善をできるのではないかと考えております。

続きでございますが、8ページです。こちらは地方公共団体への支援としてのイメージ

でございます。時間の都合ではしょりますけれども、下のほうにございますように、地方 公共団体が行う民間提案の一連の取り組みをサポートし、その知見、実績を収集、蓄積し て、ほかの地方公共団体にもいわゆる横展開を図っていきたいというイメージで進めてま いります。

続きまして、バンドリング・広域化についてでございます。バンドリング・広域化につきまして、必要とされていながら、どのような進め方をするかということをここでは検討いたしました。

まず、10ページですけれども、バンドリングにも3種類あるということでございます。 ①のバンドリングは、単一の事業者が複数施設を管理するというもの。緑の②ですが、集 約化・複合化というものですと、複数施設を一つに集約化・複合化するというもの。③の 広域化ですが、複数市町村で管理するというもの。大きく分けるとこのように3つあるだ ろうということで、それぞれに考え方がちょっと違うのかなということが検討の中で出て まいりました。

それをまとめましたのが11ページになります。進め方として、まずバンドリングについては、地元の企業が受注を心配することがあって、なかなか地域の関係者から理解が得られにくいということが推進上の課題としてありました。

これにつきましては、地域プラットフォームを活用して、官民対話、地元企業の受注能力向上などを行って、バンドリングを受け入れられる地域の環境づくりを行っていこうというものでございます。

2つ目、集約化・複合化です。こちらはPPP/PFI事業の成立性を高めることが本来の 我々としての意図なのですが、それ以外にもさまざまなメリット、効果があることが知ら れてないことが推進上の課題にあるのではないかということでした。

具体的には、中核施設としての拠点性、集客性が集約化・複合化をすると出てきたりとか、集約化で生じた余剰地をさらにまちづくりに活用できるなどといったようなことも売り込めるのかなと思っておりますので、そういったメリットを情報提供していくことや、また、案件形成支援を行っていくことが方策ではないかなと考えております。

また、③広域化については、事業によっては市町村間の調整に労力を要するものもあるといったことで、受け皿組織が必要だということもありまして、広域的な地域プラットフォームを通じた広域化の推進です。次のページに、広域化の地域プラットフォームの事例を書いてありますけれども、複数の市町村間での水平的な連携を強化しまして、近隣市町村との情報共有などを交えまして、市町村域を超えた広域的な検討をする。例えば、複数市町村で一つの施設を整備するですとか、また、上下水道インフラなどのように、広域で効率的に維持管理したほうがよいものについても、こういったところで広域プラットフォームを活用しながら検討していくとよいのではないかという結論に至りました。

続きまして、13ページになりますが、コンセッション事業の運営段階における人材供給 ということでございます。調査対象は、14ページでございまして、現在、事業を行ってい るコンセッション事業自体も幾つかしかございませんでして、この関西空港・伊丹空港、仙台空港、愛知県有料道路の3件についてヒアリング調査を行ったものでございます。

15ページになりますが、コンセッション事業導入で必要な人材のイメージというものがおぼろげながら把握できてきました。まず、コンセッション事業に必要な人材ということでいいますと、公共からの出向者、転籍者などの実務経験者を受け入れること。これに加えて、代表企業、構成企業から人材を派遣して、人材を調達しているということでございました。

そのうち、企業からの人材につきましては、派遣後にOJTで実務経験を積むことが重要だということは、どの企業さんも共通の認識がありました。しかし、必要な人材のイメージでいいますと、事業の分野や規模、事業条件や地域性などさまざまありますし、異なっていることもあって、端的にいいますと特別な素養や専門性を必要とするケースと、必要としないという双方が見られたということでございました。

下にケース1、ケース2とあるのですが、言ってしまいますと、ケース1ではインフラ管理のマインド、施設管理の知識、実務経験を持つ人材が必要で、そういった意味で言うと、民間で新たに人材をそろえるには苦労したというお話がありましたが、ケース2の場合ですと、特別な素養や専門性は必要としないという企業さんもいらっしゃいまして、ある特定の分野で人材が不足する事態は今のところは考えにくいというお話もございました。

最後、16ページでございますが、今後についてです。結局、今回はコンセッション事業3事例について調査いたしましたが、コンセッション事業もまだ始まったばかりで事例数が少ないということ、また、調査した事例でもそれぞれの分野、規模、事業条件や地域性などが異なりまして、現時点の情報だけで一般的な傾向を特定することは、まだ難しいのかなという結論となりました。

とはいいましても、今後、改めて調査を行う際には、今回調査した事業のほか、また新たにコンセッション事業が出てまいりますし、それとコンセッション事業に参入を検討したものの実施に至らなかった企業なども対象として、さらに海外のコンセッション運営会社のノウハウ活用などの視点も含めたヒアリングを積み重ねつつ、人材供給に関するイメージを見きわめていくとよいのではないかということで結論づけられました。

私からは以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございました。

事業部会の報告書につきまして、要約、御説明をいただいたわけでございますが、これ につきまして御意見、御質問がございましたら。

いかがでございましょうか。

まとめられました上村委員、何かございますか。

○上村委員 まず、民間提案の積極的活用のところは、どういうインセンティブをつける のかというところが一番大事なところで、せっかく提案をしたのに、結局、最終的には入 札でとれなかったということが現実的に結構あるのだろうと思います。ですから、インセ ンティブがどれぐらいの加点になるかがどう働いてくるのかということはあると思いますけれども、何らかの民間提案がしやすい、最初に提案をした提案が不利にならないような、そういうことをしっかり考えていくべきだということで、今回の改善の方法を提案いたしました。

バンドリングに関しては、もうそのとおりで、こういった広域化をどんどん進めていくべきで、そういったジャンルもこれから少子高齢化の中でますます多くなっていくと思います。

それから、人材供給の点なのですけれども、これはあくまでスムーズに運営、移行していくための人材であって、こういったPPP/PFIを組成していく最初の人材とは違うヒアリング調査でありまして、どのように現実的にスムーズに移行していくか。そのときに、全く民間の人では箸にも棒にもかからないのか。いや、そうではなくて、しっかり引き継ぎをしたり、しっかりとしたマニュアルがあり引き継ぎがあればスムーズにいくよということですので、この委員会でも、これはあくまで組成していくための人材ということと、事業導入、引き継ぎ、運営のための人材と分けて考えるべきだということで、意見が随分出ておりました。

以上でございます。

- ○石原委員長 ありがとうございました。 ほかにいかがでございましょうか。 どうぞ。
- ○根本委員 まず、質問ですけれども、これは最終的にはこういう形で出るのですか。
- ○直原企画官 はい。
- ○根本委員 わかりました。 いつぐらいになる感じでしょうか。
- ○直原企画官 きょうの御説明で問題なければ、早いうちに出したいと思っております。 ○根本委員 問題があるということではないのですけれども、インセンティブに関しては、 昨年の10月に出されたものの中には、さいたま市のものを参考にして5%ということが一 応書いてはあったのです。それがよいとも悪いとも書いていないのですけれども、ちょっ と対象が違う。以前、そういうカバーの問題もあるという話を承っているのですけれども、 片方の文書にはそういう記載がありますよというところは念頭に置いて、最後、見ていた だければと思います。

バンドリングについては、課題で地元企業の事情を心配してプラットフォームの推進ということは確かに一つあるのですけれども、実務的にはどのようなことがあるかというと、バンドリング受注をしたところが、数多いステップの中のある時点まで担当する。そこから後は、地元を含む企業にアウトソースするというか別契約するという形態が非常に多くて、全部を一気通貫でやると地元がとれないというのはそのとおりなので、どこかで切るということです。

例えば我孫子市などは、小破修繕までをやって、中期修繕計画以降のところは別途発注 するとか、清掃は別途発注するとか。あるいは東日本大震災の復興のときには、地元の企 業も壊滅していたので、ゼネコンがコンストラクション・マネジメント契約でとった。

ただ、それは企画、調査、設計も途中までで、実際の事業は全て地元がやる。地元から搾取することがないように、オープンブックという、原価を全部公表して、原価プラスアルファで発注するというやり方も既に実績としてあるので、プラットフォームもいいのですけれども、もうちょっと先のことも既に始まっているかなとは思います。

そこだけ、コメントです。

- ○石原委員長 どうぞ。
- ○直原企画官 ありがとうございます。

まず、インセンティブのお話です。先ほど根本先生からもお話がありました昨年10月に 出された運用ガイドのお話だと思うのですが、こちらも意識させていただいておりまして、 5%もありますし、その後7.5%とかいう事例も出てきていて、そういうこともこれから の施策として、私どもが勉強しながらアジャストしていきたいなと思っております。

バンドリングのお話は、おっしゃられるとおりだと思っております。それと、プラットフォームを今回、代表事例というか代表的な施策として挙げておりますが、まさにやりたいことは、地元が最終的に仕事があるのだということを理解してもらうこともすごく大きいと思っておりますので、今後進めていくときには、今、先生にお話しいただきましたオープンブックのお話ですとか東北の事例とかも、進める中で盛り込んでいきたいなと思っております。

ありがとうございました。

○石原委員長 ほかにいかがでございましょうか。 どうぞ。

○小幡委員 適切なインセンティブ付与というところは、私もとても大事だと思うのです。 別にこれでよろしいと思うのですけれども、この報告書の8ページに横浜市の報奨金の例 があって、とても事業者にとってメリットがある。

言い方として、こういうものがあるということを紹介してあげることはとても大事であって、それを導入するには、多少マイナス的といいますか、そのように見えるようなことが書かれると、これからやろうというところがどうなかというところもあると思うのです。この程度の記述だったら大丈夫だろうと思うのですけれども、もちろん報奨金が全ていいわけではないし、額もいろいろあると思うのですけれども、一つ、こういうことも評価できるみたいな物言いがもうちょっとあってもよいのかなと思った次第です。

それから、同じように11ページに今の5%とか7.5%のところがあります。適切なインセンティブ付与というところで、ただしという最後のところなのですけれども、加点割合は個別に判断するものであると言いながら、そうはいっても情報を事前に提示することは必須ですね。そうすると、どのようにするかなのですけれども、イメージとして最大

- 7.5%の加点があるとか、そういう感じにすればよいというイメージなのですか。 ここで書かれているものの潜在的な思いを伺えればと。
- ○石原委員長 どうぞ。
- ○直原企画官 7.5%は、正直言って今のところいいのかどうか判断し切れていないです。 ヒアリングとかで民間にも自治体にも聞いたのですけれども、事業によっても違うし、今 の時点ですとVFM計算を物すごい高度なものを求めていたりするのですが、それを今度は 緩くしようという話もあるので、どうしようかということが今、全然わからない状況です。 そういうことで、5%もあるし7.5%もあるのだけれども、ただ、どうしたらいいのか ということはこれから考えていくお話だと思っていますので、これから実績を積みながら、 どの辺がいいのかということをまた出していくフェーズに入るのかなと思っております。
- ○小幡委員 わかりました。

まさに、今の状況はなかなか言いがたいという話ですね。

- ○石原委員長 この報告書の位置づけは、現時点でのベストということよりも、今、こういう事例があるので、今後、積み重ねていく中で今のインセンティブ等についても考えていくとか、あるいは点数だけではなくて別のあれとかいうような位置づけになるということですか。
- ○直原企画官 そのとおりだと思います。
- ○石原委員長 報告書だと、一応これで結論みたいになって、今、おっしゃったような疑問が。
- ○直原企画官 一つの結論ではあると思うのですが、この事業部会から、政府というか内閣府も含めた行政体が提案をいただきまして、事業部会からすれば、これに基づいてやってはどうですかという政策提案みたいな事柄ですね。

全てわかったり、全て方向性がはっきりすれば一番いいのでしょうけれども、現時点でわかり得ることはここまでですよという位置づけだと思っていただければいいと思います。 〇石原委員長 根本先生が言われたように、いろいろ事例がさらに加わって、これはリバイズされていくという前提で考えてよろしいですね。

どうぞ。

○上村委員 現実的には、5%、7.5%では余り結果としてきかなかったという例のほうが多いかと思います。

ですから、点数ですとかパーセンテージにおけるインセンティブだけではなくて、この段階で一度、提案をして、第2段階でもう一度やるだとか、やり方との組み合わせの中での工夫で、あくまでこれが一番いいということではないと思います。まだまだ対象案件によって、また額によっていろいろ変わってくるというような位置づけで御理解いただければと思います。

○石原委員長 佐藤先生の絶対的に人が足りないのだというお話に対する一つの答えであって、これからまだまだいろいろあるということなのですね。

どうぞ。

○佐藤委員 先ほどの続きになってしまうのですけれども、まさにこの広域化のところで、 最終的には受け皿組織が必要ということで、多分、水平的連携で考えたら、一部事務組合 のようなもの、水道でいくと例に出ています企業団のようなものだと思うのですが、くど いですけれども、県の役割をもうちょっと求めたほうがいいと思います。これは医療も含 めていろいろな分野で、社会保障の分野でも、県の役割を強化するべきだという方向にあ りますので、やはり自治体同士が自発的に広域化を進めることはなかなか難しいので、誰 かがイニシアチブをとらないといけないとすれば、それはやはり県かなという気がします。

○石原委員長 今のお話はいかがですか。

○直原企画官 ごもっともです。広域的なプラットフォームでやるということは、県は必 ず入ってきますし、やればやるほど県の比重が高まってくるのかなと。

要は、おびき寄せるツールとして考えておりますので、そちらも考えていきたいと思っ ております。

○石原委員長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今、皆様からいろいろな御意見をいただきました点も踏まえた上で、この事 業報告につきましては、これで最終報告ということでよろしゅうございますでしょうか。 留保条件つきというか。そうしたら変な感じがしますね。

- ○直原企画官 そのとおりで進めてまいります。
- ○石原委員長 進行形ということ、現時点のということにしていただきます。

続きまして、今度は議題(3)でございます。公共施設等運営権及び公共施設等運営事 業に関するガイドラインの改正案ということで、事務局からよろしくお願いします。

○森企画官 それでは、ガイドラインの改正案ということで御説明をさせていただきたい と思います。資料3-1が概要の一枚で、資料3-2がガイドラインの新旧対照表をつけ させていただいているというものです。

まず、改正の目的なのですけれども、コンセッション事業者が指定管理者の指定を受け ずに自由にMICE施設ですとか公民館といった文教施設の運営を行うことができるようにす るという改正になります。

背景とか課題ですけれども、現在、MICE施設ですとか公民館等において、コンセッショ ン事業者が特定の第三者に施設を使用させる場合には、地方自治法上の指定管理者の指定 を受けることが必要ではないかということで課題になっているというところです。

具体例では、背景にございますけれども、福岡市が今、既存のMICE施設の運営につきま して、指定管理者からコンセッションに転換することを目指して準備を進めているところ ですけれども、コンセッション事業者が指定管理者の指定を受けることなく、展示会の主 催者等の特定の第三者に施設を使用させられるようにしてほしいということを要請されて いるところでございます。

そういうことも踏まえまして、二重適用の解消に向けて検討を進めていたところです。

資料3-1の一番上に書かせていただきましたとおり、1で、次に掲げる方式によって、現行法上、コンセッション事業者は、指定管理者制度を併用せずに特定の第三者に対して施設を使用させることが可能であるというところで、今年度中に運営権ガイドラインの改正をして、これらの方式を周知することとしております。

具体的に、次に掲げる方式というものが①、②と2つ書いていまして、①、②に普通財産とか行政財産と書いています。前提として、MICE施設とか公民館とかそういった公共の施設は、普通財産と行政財産というように2つに分類されていまして、1番目が、その対象施設を普通財産化した上でコンセッション事業者に貸し付けることということで、これは普通財産であれば、現行法上でも指定管理者制度を併用せずに施設を使用させることが可能ということでございます。

2番目が、行政財産をコンセッション事業者に貸し付けることで、括弧で、施設目的の 範囲外の使用に供する場合に限るということです。これは行政財産でも、いわゆる施設目 的外の使用です。例えば、コンビ二等のテナントの入居といったことの場合には、現行法 上でも指定管理者制度を併用せずに施設を使用させることが可能ということです。裏返せ ば、行政財産で施設目的の範囲内の使用では、その指定管理者制度との併用が求められて いるということでございます。

今回のガイドラインの改正は①、②のことですけれども、これは現行法上で可能という ことで、これを改めて運営権ガイドラインのほうに明記をするというものでございます。

下の2番で、「さらに、今国会提出予定の」とあります。3月10日に閣議決定されましたけれども、国家戦略特別区域法改正法案において、コンセッション事業者がその運営する公共施設等を特定の者に利用させることができるよう、その具体的な方策について検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる旨を規定するということです。

今の二重適用の解消につきましては、先ほど福岡市の話もさせていただきましたけれど も、国家戦略特別区域諮問会議で、必要な制度改革の一つとして議論をされてきたもので あることから、今、国家戦略特別区域法改正法案においてということで書かせていただい ているものでございます。

これを踏まえて、平成30年の通常国会に提出予定のPFI法改正法案に必要な措置を盛り込むことを目指したいと考えております。

それが概要です。

資料 3-2 が新旧対照表になっていまして、中身は今、申したとおり、現行法でも対応できる部分についてガイドラインに明記をするというところでございます。具体的には、5、6 ページ目に今、申しました①とか②のことを書いてあるということです。項目は、ガイドラインの「9 設定」の「(2) 指定管理者との関係」でつらつらと留意事項が書いてある中の最後に加えるというものでございます。

5ページ目の一番下、左が改正案で右が現行のものなのですけれども、

(9) 運営権者が、公の施設をテナント等特定の第三者に利用権を設定して利用させるた

めには、

- ① 指定管理者制度を併用して、当該公の施設に係る使用許可等の行政処分により行う方法が考えられるほか、
- ② 6 (1) 2. (5) のように、PFI法第60条第6項又は地方自治法第238条の4第2項 等に基づき、当該公の施設の賃借権等を得た上で当該賃借権等を権原として当該第三者に 転貸する方法が考えられる。
- とありまして、(9)、(10)で、先ほど申したことを記載しているところでございます。 改正の新旧につきましては、以上でございます。

説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございました。

これは、難しいお話でございます。

小幡委員。

- ○小幡委員 行政財産、普通財産という面倒くさい行政法的な問題があって、現場がなかなかコンセッションをやるのに困るという状況がありますので、資料3-1の2のほうでは、今回は法改正ではなくてガイドラインに加えるという形のガイドライン改正ですが、もう少し根本的に法改正をするような予測があるのですか。
- ○森企画官 そうですね。今、行政財産を施設目的の範囲内の使用のときに、どうしても 二重適用がかかってきますので、それを外すということで、それは法改正のほうで対応し たいと考えております。
- ○小幡委員 いずれにしても、自治体の場合に、前からよく、反対する住民とかがいると、 すぐに住民訴訟が起きますので、普通財産、行政財産のところの区分が適法であることが 明確でないと、リスクがあるという実態があります。

したがいまして、まずはガイドラインなどがあれば、万一そういう訴訟が起きても負けないということになるのです。明確にしてあげないと現場が困るという状況なので、進めていただければと思います。

○石原委員長 よろしゅうございますか。どうぞ。

○根本委員 今のところで質問なのですけれども、目的の範囲外の使用ということの定義なのですが、地方自治法の238条は公有財産規程なのですけれども、行政財産は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。これが目的外使用の条項で、238条の4の第7項なのです。

それとは別に2006年の法改正で、238条の4で2項4号がつけ加わって、これは目的によらず、床面積または敷地に余裕がある場合には貸し付けることができるということです。最近、駐車場を駐車場会社に貸すとか、そういうものが出てきているのですけれども、どちらのことを指していますかということ。根拠規定が2通りあって、目的外という言葉を使う場合は、通常は前者の話なのですけれども、今、全体的に、なぜコンセッションで

こういうものが必要になるかというと、やはり余裕がある空間はどんどん使うべきであると。そこでバリュー・フォー・マネーを稼ぐということだと思うのです。そうすると、2項4号の話になってきて、両方なのかどちらかなのかということは非常に曖昧なので、法律的にはしっかり位置づけておいてあげないと、法改正の可能性もあるのでしょうけれども、この場でもしお答えいただけないとしても、そこはクリアにしておいていただかないといけないかなと思います。

○石原委員長 いかがでございますか。

この場でお答えいただけますか。

○木下審議官 お答えいたします。

目的外の場合には、二重適用のおそれがありませんので、それはできますよということはこのガイドラインで書くわけです。

目的内の場合には、今、二重適用しなくてはいけないとなっていますので、それを下のほうの2の、30年の通常国会に提出予定のPFI法改正案に必要な措置を盛り込むということで、外そうとしているということです。

お答えになっていますか。

○根本委員 両方ということですね。

ちょっと、その整理をしていただいたほうがいいかなと思います。

○石原委員長 ありがとうございました。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、今の御質問の点を踏まえまして、了解ということにさせていただきたいと思います。

続きまして、地域プラットフォーム運用マニュアルにつきまして、事務局より御説明を よろしくお願いいたします。

○直原企画官 資料4-1をごらんください。地域プラットフォームについてのことが書いてございます。

まず、内閣府と国交省で地域プラットフォームの運用マニュアルを作成しましたので、 こちらを御報告させていただきます。運用マニュアルのほうは資料4-2でございます。

資料4-1をごらんください。地域プラットフォームに関する取り組みの進捗状況から 御報告いたします。まず、地域プラットフォームの形成状況ですが、形成数を平成30年度 で47とするという目標を掲げておりまして、今年度末での形成数は30となる見込みとなっ ております。

次に、地域プラットフォーム形成支援の状況です。内閣府では、昨年度に引き続き5地域を支援しております。今年度の支援地域でも、具体の案件形成に向けた官民対話が実施されているほか、次年度以降も活動が継続されるということでございます。

こうしたモデル地域の取り組みを周知しまして、各地域の自発的な地域プラットフォームを形成していくために、内閣府、国交省において地域プラットフォーム運用マニュアル

を作成いたしました。

現時点での案について、2ページ以降で御説明いたします。2ページでございます。左 上のマニュアルの構成に載せておりますが、大きく4つの章から構成されておりまして、 それぞれの順番で御説明いたします。

I章につきましては、地方公共団体等から地域プラットフォームを形成する意義がわからないという声が多いことから、地域プラットフォームの概要や形成の目的について説明しております。

具体的には、右に記載してありますとおり、なぜ地域プラットフォームが必要なのか、 地域プラットフォームが有する機能として、普及啓発、人材育成、交流機能、情報発信、 官民対話などの機能があることについて説明しております。

3ページに入ります。第Ⅱ章では、地域プラットフォームを形成する方法がわからないという声が多いことから、地方公共団体等の職員が地域プラットフォーム形成・運営をどのように進めていけばよいのかを、右の図の「地域プラットフォームの形成から運営までのフロー」として説明しております。

形成前の準備段階としましては、庁内の取り組み体制の整備、運営において協力が欠かせない地域の関係者への協力依頼の進め方、また、形成段階につきましては、活動内容や参加者の検討、運営体制の構築や予算の確保などについて、また、運営段階につきましては、内閣府が支援したモデル地域の取り組みをもとに、どのようなプログラムを実施したらよいか、必要な専門家の手配の方法など、具体的な説明を行っております。

4ページ目に入ります。 I 章、Ⅱ章で一通り地域プラットフォームを形成できるようになった上で、さらにこのⅢ章では、より効果的に進めるにはということで、より効果的な進め方をまとめております。

例えば、①の地域プラットフォームの活用のタイミングについてでは、案件形成の川上段階では、多角的な観点から広く意見を募ることから開放的な対話が有効ですが、逆に川下になりますと、事業の責任に対する知的財産を提供することは、むしろ心配になってくるということもあって、具体的な意見を民間企業さんが出しづらいということも出てきます。そうしたことから、閉鎖的な対話というものが必要になってくる。こういった使い分けが必要だということを説明しております。

また、④ですけれども、広域的な地域プラットフォームの形成とバンドリングといったところでは、右下の図にもありますように、市町村の枠を超えた広域的な案件形成、また活動の継続性の向上などで、地域プラットフォームの活用方法を紹介しております。

さらに、⑥ですけれども、地方公共団体以外の例えば大学ですとか金融機関といったところが主導する地域プラットフォームのあり方、メリット、形成方法などを紹介しております。

最後にIV章では、地域プラットフォームの事例ということで、既存の地域プラットフォームの取り組み事例を紹介しております。具体的には、単独の自治体で形成している福岡、

習志野、岡山、盛岡、浜松の事例ですとか、広域的な活動を進めております富山県域、福井県域、滋賀県域などのプラットフォーム、また九州PPPセンターによる取り組み事例も紹介いたしまして、特徴的な活動として事例を抽出しております。

第Ⅳ章では、これから地域プラットフォームを立ち上げる地方公共団体に参考になるように、各地域のこれまでの活動内容だけでなく、各地域の運営体制や予算確保の方法、またプラットフォーム形成に至った背景なども同時に載せているところでございます。その一例として、習志野市での地域プラットフォームの事例をつけているところでございます。また、資料4-2はマニュアル本文で、今、説明したようなことが書かれておりまして、現在、事例のある各地域の個別の内容について確認を行っているところです。その各地域での確認がとれ次第、公表するほか、また、全国の自治体で活用されるように地域プラットフォームの普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、御質問、御意見を承りたいと思います。

運用マニュアルの案が本日、提示されております。例えば、6ページで、図表2としているいろ課題が挙げられて、理解不足とか書いてあるのですけれども、それに対してこうしたらいいとか、そういうことの答えはこの中には書いてはいないのですか。

- ○直原企画官 各地域の事例の中でこういったものを扱っているものがあって、その地域 としての解決ということでは答えが出ている部分もありますが、大きくくくってというの でしょうか、全国共通でこれが答えになりますというようなお答えは示していません。
- ○石原委員長 こういう課題があるから、その課題はこう解決したらいいですよとか、そこまではまだ行っていないということですか。
- ○直原企画官 というよりは、自治体さんが見るときは、あそこではこうやって解決した のだなということまではわかると思います。
- ○石原委員長 そういう事例はある。
- ○直原企画官 はい。
- ○石原委員長 どうぞ。
- ○根本委員 プラットフォームの形成数なのですけれども、母集団は何かということがある。恐らく内閣府のほうで把握可能なものということだと思うのですけれども、大学であるとか、あるいは金融機関のものは必ずしもその範疇に入ってこないので、内閣府が認定しているような感じで受け取られたら非常にまずいと思うのです。

大学は把握不可能だと思いますけれども、例えば全銀協を通じて、そういう取り組みを していますかとアンケートを出して、地域密着型金融の実施計画というものをつくってい るので、それを見ただけでもある程度わかるのですけれども、広く情報を求めた上でこの 数を決めていくことが、今後は必要かなと思います。

○直原企画官 全くごもっともでございまして、いいアドバイスをいただきましたので、

検討させていただきたいと思います。

- ○石原委員長 どうぞ。
- ○上村委員 この地域プラットフォームをぜひ進めていただきたいのですが、メンバーの中にぜひオブザーバーでもいいので、産官学、金融、地方の政治の先生方にも入っていただいて、PPP/PFIがどのようなものであるのかを、ある程度、地方政治の中でも御理解いただくようなことができないか。

そして、この手引ももうちょっと簡単に、首長がさっとわかる、いわゆるPPP/PFI運用 首長用マニュアルとか、リーダーシップ、権威力を持つ首長が理解をし、望むところであ るとするならば、それこそ選挙のときのマニフェストででも出てくるぐらいの、そういう 自治体が出てくるといいなと思っております。

どういう位置づけでメンバーに入っていただくかは別としまして、メンバーがいいのか それとも説明会がいいのかわかりませんけれども、地方の議員の先生方にも、やり方はち ょっと工夫がいるかもしれませんけれども、勉強していただくことが大事なのではないか と思っております。

以上でございます。

- ○石原委員長 どうぞ。
- ○直原企画官 ありがとうございました。

地域で構成員を考えるお話ですので、議員を入れるべきだとまでは言えないのですけれ ども、それぞれの地域の判断の中で入れているところもあるということでした。具体的に は、福井市のものは議員さんも入っていたりする。

それと今、委員のおっしゃられたとおりで、首長さんにどうやって響かせるかと考えていくことも一つの方法だと思いますので、今のお話も承りながら、今後も進めていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○石原委員長 いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

○佐藤委員 実際はそうやったのではないかと勝手に思っているのですけれども、プラットフォームをつくるときに、いきなり募集して、さあ皆さん集まりましょうというのはなかなか集まらないので、どうしても最初は自治体、地元の商工会、金融機関というところで、まず、どのようにして進めていくかということを、そこは数も少ないので協議して、その中で今度は募集をかける。こういうプラットフォームの形成は、ある意味2段構えではないかなという気がします。

業界との関係でいえば、特に中小企業については商工会がやはり担い手として大きいです。あと、金融機関は今、地銀も再編成を求められていますけれども、地元への貢献という観点から見ても、地銀の役割をもう少し、この中でも特に発足段階などで強調していく

べきかなという気がするのです。

- ○石原委員長 どうぞ。
- ○直原企画官 全くその趣旨でつくってまいりました。

商工会ですとか地銀のネットワークとかが、地域の中で一番有力なネットワークですので、そういったところを複合的に使うということで、例えば15ページのところあたりです。

- ○佐藤委員 コアメンバーですね。
- ○直原企画官 そこから広がりを持っていかせるので、今のお話はとても大事だと思って おりまして、さらに自信を持って進めていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○石原委員長 首長さんと議会の議員さんというのは、確かに。金融機関はまさにそれを 支えられて、絶対に必要というあれですね。

先ほど先生からお話がありましたように、47の分母はおよそ幾らと考えているのですか。 181というものが、そうでしたか。

- ○直原企画官 そのとおりです。
- ○石原委員長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議題(5)平成28年度第2次補正予算につきまして、事務局よりお願いします。

○森企画官 最後の資料5で、補正予算について御説明させていただきます。

こちらは、前回の委員会では、2次募集中ですというお話をさせていただいたものですけれども、2次募集の支援決定は2月15日に行いましたので、その御報告をさせていただきます。

おさらいですけれども、1ページ目がこの補正予算の概要になっていまして、こちらの 上下水道のコンセッションを中心に進捗状況が思わしくないところもありまして、その目 標達成のための補正予算が中心です。

あわせて、その他の重点分野の導入可能性調査といったことも支援をしているというもので、13.9億円が認められたというものでございます。

2ページ目が一覧になっておりまして、左側が1次募集です。これは前回もお示しさせていただいたものです。右側が2次募集ということで、2次募集もちょうど1次募集と全く同じ数なのですけれども、19件の支援決定をいたしまして、あわせて38件ということです。水道、下水道で合わせて13件で、公営住宅で4件、文教施設はいろいろなものはありますけれども、21件ということです。案件にはまだつながってはいませんけれども、検討されているところはこれぐらい支援しているということで、非常に広がってきているのではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○石原委員長 13.9億円ということでございます。報告ということで、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会は終了ということでございます。 最後に何かございますか。審議官、何か。

- ○羽深内閣府審議官 いえ、ありません。
- ○石原委員長 それでは、これで本日の委員会は終了といたします。

先ほど来、いろいろ答申いただいたものに対して御意見いただいておりますので、それ を踏まえた形でまとめていただくということでございます。

次回の本委員会は5月25日でございますので、よろしくお願いしたいと思います。 それでは、これをもちまして終了させていただきます。 ありがとうございました。